

一日も早く「同和」特別施策を終結し だれもが平等に安心して住める町を

6月議会

4日開会・一般質問

3日(水) 9:00 全員協議会
議案説明等

4日(木) 9:00 本会議開会
議案提案、一部議案採決など、
一般質問(阪東、西川、藤堂、丸
山光雄、西澤の各議員の順)

11日(木) 13:30
総務民生常任委員会「人口減少問
題を考える」

15日(月) 9:00 本会議
議案討論・採決、意見書提案・討
論・採決など

どなたも傍聴できます

☆委員会には許可が必要です

補正予算などを審議する6月議会が4日開会され
ます。28日議会運営委員会が開催され、提案される議
案等が提示され、日程が左別掲の通り確認されまし
た。一般質問は4日、議案提案等の後行われます。質
問通告者は阪東、西川、藤堂、丸山光雄、西澤の各議
員の順です。丸山議員、西澤議員の質問要旨を紹介し
ます。

【丸山光雄議員の質問要旨】

「同和地区」もそうで
ない地区もないだれもが
平等に安心してくらせる
地域と甲良町を

同和問題の根本的な解決
は、甲良町と町民の長年の願
いです。人口減少対策の上で
も、非常に大事な課題だと思
います。

「同和」地域を特定した特
別施策を全て終結し、だれも
が住み続けられる町をめざし
て。

3月議会の予算決算常任委
員会で固定資産税の同和減免
を3年間で順次廃止する方向
を明らかにされたことを「勇
気ある決断」だと大いに評価
します。その上で、
1、「同和」という名をつけた
施策をすべて終結するこ
と。

2、各区が計画する「対話集
会」や町の行事である「町

民集会」で「同和問題」
や「同和差別」を優先
させたり、特別視しな
いこと。計画を半ば強
性しないこと。

3、長寺センター、呉竹
センターともに「同和
対策事業の拠点」とし
て長年、位置づけられ
てきたことから、名称
変更も含め、本格的に
見直すことが重要で
す。

4、両センターを名実と
もに学区住民・児童・
生徒の支援、交流を広
げる拠点の場に位置づ
けを改めて徹底するこ
と。

、交通安全確保のた
めに施設等の整備点
検を

1、4月24日、主要地方
道(県道)彦根八日市

「戦争法案」ストップ

号から東側の中央白線が消
えており、対向車線にはみ
出してくる車両が時々あり
大変危険であるため、早急
に補修を求めています。早
急に、その後の町の対応と県
の対応は。
2、要請してから、すでに一
か月以上が経過しており、
一日も早く修復しなくては
ならないのではないかと。

【西澤議員の質問要旨】

(裏面につづく)

、戦後70年の節目の年に

意見書提出予定
西澤議員は、29日
の議会運営委員会
で、現在国会で審議され
ているいわゆる「安全
保障関連法案」に反対
する意見書を最終日
に提出することを表
明。立場の違いを超え
て、戦争に道を開けて
はならない」との思い
で一致できるように
有志と相談したい旨
発言。「戦争への道を
開かせてはいけない」
との思いで、力を合わ
せようではありませんか。



甲良民報

2015年5月31日 639号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在士 463(西澤)
Tel. Fax 38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています。

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123

siga-koura463@jcp-nobuaki.com

ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

当たって、改めて、政治の責任において「戦争のない世界と日本」の実現を求めるメッセージが望まれ、「戦争と平和を考える」ひとつひとつの取り組みが重要では。

- 1、「戦争と平和を考える」テーマでは色々な角度がある。例えば、広島・長崎への原爆投下、戦没者の遺品・遺書、戦争当時の日本国民のくらし、杉原千畝6千人の命のビザ等々提起したいが。
 - 2、人権を考える例年の「町民のつどい」、あるいは「夏祭り」で、「最大最悪の人権侵害は戦争」との立場でこれらに関するメニューを組み入れてはどうか。
 - 3、これを修学旅行のテーマに取り入れてはどうか。例えば沖縄戦跡、松本大本営跡、その他があげられる。
 - 4、「安全保障法制」は歴代内閣が「憲法9条のもとでは認められない」としていた自衛隊の海外での武力行使を可能とするものであり、「反対」を表明すべきではないか。少なくとも「遺憾の意」あるいは「国民合意のないまま強行しないこと」の表明をすべきではないか。
 - 5、町民の命・安全を守る町長の立場からも安倍内閣の暴走に意思表示が必要では。
- 、道の駅・せせらぎの里「くづら」について
- 1、指定管理に移行して以後の現状と課題を町としてのどのように分析・認識しているのか。町内の組合員（出荷業者）は伸びているのか。支援策はどうか。
 - 2、町が当初掲げていた政策目標を実現するための指定管

町長選前のチラシ 名誉棄損にあたるか？

ある裁判が6月12日（大津地裁彦根支部にて10時）に判決を迎えます。

昨年5月、玉木弁護士から「とんでもない裁判が起こされたよ」と聞いてから注目しているのがこの民事裁判です。

民事裁判なのですが、ことは原告が公職の立候補者、被告が現職の町議会議員2人で、平成21年に発覚した「官製談合疑惑」にかかわるチラシをめぐる争われているもので、官製談合疑惑を追及してきた一人として大変注目しています。

裁判はつぎのような概要です。

原告・野瀬喜久男氏が藤堂議員、木村議員に対し、2013年10月の町長選挙にかかわる両氏発行のチラシが「官製談合の犯人かのように」書かれており、著しく名誉を傷付けたとして両氏にそれぞれ1千万円、合計2千万円の支払等を求めています。

一方、両氏は「不起訴＝潔白」とはならず、官製談合疑惑事件の事実を改めて提示し、公職の選挙に際し、判断材料を町民に問いかけた極めて正当なチラシだと反論していました。（西澤）

国際社会の紛争において、外交力で仲裁に入るべき日本が、米国と共に武力を持って出かけて、問題の根本解決になるはずがありません。

- 理者への指導はどのように行っているか。
- 3、道の駅事業を通じて町内経済・産業の育成発展に対し町行政が、いかにイニシヤチブを発揮するかが重要では。例えば、「くづらの水」が開始されてから4年が経過するが、「町内産業」としての取り組みになっっているのか。これは全ての農畜産物に共通する課題ではないか。
 - 4、加工所の利用を道の駅への出荷に限るとしている制限をなくすべきでは。本町を拠点とした生産活動を奨励する観点を持つべきでは。加工所の確保は業者それぞれの自力でというのであれば、少なくとも「補助制度」の創設を。
- 、法・条例・規則に基づいた正確な行政事務を
- 1、昨年発覚した高額療養費相当額町負担の還付請求もれ問題のその後顧末は。
 - 2、対外的に発行する文書類の管理等は正確に執行されているか。問題はないか。



- 、人口減少の克服課題を考える視点について
- 1、「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」の議論の受け皿と「委員会」への反映に「町民こそ主人公」をどう位置づけるのか。日々関わるのは町民であり、町民の認識を深めずして課題は前進しないのではないか。町民とともに考えるという視点を欠かせてはならないのでは。

自衛隊を米国の戦争に派兵させるな